10　法第百三十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納税の猶予に係る期限までに贈与、相続又は遺贈により移転を受けた適用贈与資産又は適用相続等資産について同条第六項の事由が生じた場合には、同条第七項に規定する適用贈与者等は、当該事由が生じた適用贈与資産又は適用相続等資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに第八項（前項において準用する場合を含む。）の規定による金額の計算に関する明細その他参考となるべき事項を記載した書類を、当該事由が生じた日から四月を経過する日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11　法第百三十七条の三第三項の届出書、同条第七項に規定する継続適用届出書又は前項の書類（以下この項及び次項において「継続適用届出書等」という。）を提出する場合において、同条第二項の規定の適用を受ける相続人が二人以上あるときは、当該継続適用届出書等は、各相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

12　前項ただし書の方法により継続適用届出書等を提出した同項の相続人は、遅滞なく、他の相続人に対し、当該継続適用届出書等に記載した事項の要領を通知しなければならない。

13　法第百三十七条の三第十一項第三号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　法第百三十七条の三第十一項第三号の適用贈与者等が国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき前条第六項第一号に規定する死亡等事実が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該適用贈与者等が当該納税管理人につき当該死亡等事実の生じたことを知つた日から六月を経過する日までに同法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと。

二　第四項に規定する適用被相続人等の相続人である居住者が同項において準用する法第百三十七条の三第十項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと。

三　次項に規定する猶予承継相続人が第十五項又は第十六項において準用する法第百三十七条の三第十項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと。

14　法第百三十七条の三第十五項の規定により納付の義務を承継した同項に規定する適用贈与者等の相続人（以下この条において「猶予承継相続人」という。）については、法第百三十七条の三第一項の規定の適用を受けた者又は同条第二項の規定の適用を受けた相続人とみなして、同条及びこの条の規定を適用する。

15　非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならない。この場合において、第二項及び第三項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第百三十七条の三第八項及び第九項の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

16　法第百三十七条の三第十項の規定は、居住者である猶予承継相続人が国外転出をする場合について準用する。

17　第十一項及び第十二項の規定は、猶予承継相続人が法第百三十七条の三第三項の届出書、同条第七項に規定する継続適用届出書又は第十項の書類を提出する場合について準用する。

第二百七十九条　法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第八号の四イ（定義）に規定する事業を行う一定の場所に相当するもの（恒久的施設に係る内部取引の相手方である事業場等の範囲）

二　法第二条第一項第八号の四ロに規定する建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）に相当するもの

三　法第二条第一項第八号の四ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者

四　前三号に掲げるものに準ずるもの

第二百八十条の見出しを「（国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得）」に改め、同条第一項中「は、法第百六十一条第一号（国内源泉所得）に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「（法第百六十一条第一項第八号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）は、同項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれるもの」に改め、同項第三号中「（次項において「営業所」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　第二百八十三条第一項（国内業務に係る貸付金の利子）に規定する利子は、法第百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれないものとする。

第二百八十一条を次のように改める。

（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）

第二百八十一条　法第百六十一条第一項第三号（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一　国内にある不動産の譲渡による所得

二　国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による鉱業権又は採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権の譲渡による所得

三　国内にある山林の伐採又は譲渡による所得

四　内国法人の発行する株式（株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）その他内国法人の出資者の持分（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。）の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項若しくは第四項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）又は第三十七条の十一第三項若しくは第四項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同法第三十七条の十第三項（第七号及び第八号に係る部分を除く。）若しくは第四項第一号から第三号まで又は第三十七条の十一第四項第一号及び第二号に規定する事由に基づく同法第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この条において同じ。）による所得で次に掲げるもの

イ　同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより譲渡をすることによる所得

ロ　内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得